

消表対第 2 6 4 号
平成 2 5 年 6 月 4 日

有限会社まむし温泉
代表取締役 高江 忠史 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 6 条に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「筑前の湯 神水 まむし温泉」と称する公衆浴場（以下「まむし浴場施設」という。）において供給する浴場利用役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 4 条第 1 項の規定により禁止されている同項第 1 号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第 6 条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、まむし浴場施設に設置した浴槽における温水について、例えば、貴社が運営するまむし浴場施設のウェブサイトにおいて、「まむし温泉」、「温泉の効能 ①湯出量：1 分あたり 3 0 0 リットル ②源泉かけ流し（一部循環） ③良質・効能 解毒作用、デトックス作用」と記載するなど、別表の「表示媒体」欄記載の媒体において、同表の「表示開始時期」欄記載の時期以降、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、まむし浴場施設に設置した浴槽における温水が温泉であるかのように示す表示をしていること。

イ 実際には、貴社は、温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、まむし浴場施設に設置された浴槽における温水は、同法第 2 条第 1 項に規定する温泉ではなく、井戸水を加温したものであったこと。

ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 有限会社まむし温泉は、福岡県糸島市二丈吉井2380番地の1に本店を置き、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を得て公衆浴場を営む事業者であり、同所において運営するまむし浴場施設において、本件役務を一般消費者に提供している。
- (2) 有限会社まむし温泉は、まむし浴場施設の浴槽における温水として、まむし浴場施設の敷地内にある井戸からポンプにより汲み上げ、受水槽に貯えた水を、ボイラーで加熱した上で利用している。また、当該浴槽内の温水を循環ろ過した上で再利用している。
- (3) 温泉は、温泉法第2条第1項において、「この法律で『温泉』とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。」と規定されており、同表において、温度は、温泉源から採取されるときに温度が摂氏25度以上とされ、物質は、遊離炭酸等19の物質のうちいずれか一つが定められた含有量以上であることとされている。また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、同法第15条第1項の規定により、都道府県知事からその許可を受ける必要がある。
- (4) 有限会社まむし温泉は、本件役務に係るまむし浴場施設のウェブサイト、まむし浴場施設のチラシ広告、まむし浴場施設等に設置した看板及びのぼりにおける表示内容を自ら決定している。
- (5) 有限会社まむし温泉は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、まむし浴場施設に設置した浴槽における温水について、例えば
ア まむし浴場施設のウェブサイト（別添写し1）において、「まむし温泉」、「温泉の効能 ①湯出量：1分あたり300リットル ②源泉かけ流し（一部循環） ③良質・効能解毒作用、デトックス作用」と
イ まむし浴場施設のチラシ広告（別添写し2）において、「まむし温泉」、「温泉入浴」と
ウ まむし浴場施設等に設置した看板及びのぼり（別添写し3）において、「まむし温泉」と記載するなど、別表の「表示媒体」欄記載の媒体において、同表の「表示開始時期」欄記載の時期以降、同表の「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、まむし浴場施設に設置した浴槽における温水が温泉であるかのように示す表示をしている。
- (6) 実際には、有限会社まむし温泉は、温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けておらず、まむし浴場施設に設置された浴槽における温水は、同法第2条第1項に規定する温泉ではなく、井戸水を加温したものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、有限会社まむし温泉は、自己が供給する本件役務の取引に関し、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

	表示媒体	表示開始時期	表示内容
1	まむし浴場施設のウェブサイト	平成20年6月頃から平成24年10月頃まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ まむし温泉 ・ 温泉の効能 <ul style="list-style-type: none"> ①湯出量：1分あたり300リットル ②源泉かけ流し（一部循環） ③良質・効能 解毒作用、デトックス作用 ・ 日帰りの旅 まむし温泉（福岡温泉 糸島温泉 日帰り温泉 筑前の湯 神水 弘法大師由来の湯） ・ 温泉 ONSEN ・ 日帰りの旅 まむし温泉 温泉種類
		平成24年10月頃以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ まむし温泉 ・ 特徴 <ul style="list-style-type: none"> ①湯出量：1分あたり300リットル ②源泉かけ流し（一部循環） ③良質・効能 解毒作用、デトックス作用 ・ 日帰りの旅 まむし温泉
2	まむし浴場施設のチラシ広告	平成22年10月頃以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ まむし温泉 ・ 温泉入浴 ・ お得な温泉＋食事日帰りパック
3	まむし浴場施設等に設置した看板、のぼり	平成10年4月25日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ まむし温泉 ・ まむし温泉の天然水

日帰りの旅 まむし温泉 (福岡温泉 糸島温泉 日帰り温泉 筑前の湯 神水 弘法大師由来の湯)



HOME

ご案内
INFORMATION館内施設
FACILITIESマッサージ
massage十坊
T O N B O温泉
ONSEN結晶水
Combined water

■ 日帰りの旅 まむし温泉 温泉種類

日帰りの旅 まむし温泉はその昔、僧空海(平安時代初期800~840年頃)が諸国行脚の折、この『ふくよし』の地で、まむしに咬まれ苦しんでいる人を見て、霊力により薬水を湧き出させたと言われが語りつがれてまいりました。このお湯を飲み、傷口を洗い全身を清めた人は、しだいに痛みもとれ、全快したと伝えられております。

この由来ある地に自然との調和を考えた、ゆっくりと落ち着いた和風のたたずまい、ゆっくりお湯を楽しめる露天風呂など、様々な浴室設備を完備いたしてお客様のお越しをお待ちしております。

近年では、皮膚炎や美容・美肌のため、お風呂・飲料用と遠方より神水を汲みに来られるお客様も増え、大好評です。

また、玄界灘でとれた魚介類と地元糸島で採れた豊富な食材を使った和食処『十坊』で「旬の味」のおもてなしをどうぞ御賞味下さい。

○ 露天風呂





○ 室内風呂 床には遠赤外線のを並べています



○ 高温サウナ



○ 入浴設備

- 露天風呂 ●ジェットバス ●お茶風呂 ●うたせ湯 ●冷水浴 ●壺湯
- 高温サウナ(男女) ●塩サウナ(男女) ●五右衛門風呂 ●ひのき風呂
- 高周波マッサージ浴
- ※家族風呂有(2部屋) 1室 60分 2,500円 タオル付
(ご来店の上、フロントにてご予約下さい。お電話での予約は受付けておりません。)

○ 温泉の効能

- ①湯出量:1分あたり 300リットル
- ②源泉かけ流し(一部循環)
- ③良質・効能 解毒作用、デトックス作用
- ④原水水質検査結果書



0120-506-426(ご予約・お問合せ)

日掃りの旅 まむし温泉 (営業時間)AM10:00~PM10:00
福岡県糸島市二丈吉井2380番地1(天神から車で45分)TEL:092-329-3003FAX: 092-329-3008FreeDial:0120-506-426

▶ 観光案内 ▶ 交通アクセス ▶ お問合せ ▶ 予約センター ▶ リンク ▶ 宅配

弘法大師 1200年の歴史 **湯のつり回りの旅** 海山よし 湯よし

～空海のパワースポット～

筑前の湯 **神水まむし温泉** ～美肌湯～

お得な温泉+食事 日帰りパック

糸島 地産地消応援団 自慢の料理に舌鼓

温泉入浴 タオル付

お造り付 5名様より 要予約

福よし会席セット 4,600円

10名様以上は送迎ご相談承ります。(但し、弊社送迎エリアに限ります)

温泉入浴 タオル付

当店オリジナル 《神水72調理法》による匠の技

華御膳セット 2,400円

温泉入浴 タオル付

温泉パック 2,800円

温泉入浴 タオル付

5名様より 要予約

福よし会席セット 3,600円

※各料理内容は、季節や仕入状況により異なる場合がございます。
※表示料金は、全て消費税込みの金額です。
※表示料金にはお飲み物は含まれておりません。



神水 結晶写真

旬の料理「十坊 (トンボ)」 お食事処

■営業時間/AM11:30~PM8:30

玄界灘で水揚げされた新鮮な魚類と糸島産の旬野菜等を、当店オリジナル《神水72調理法》によりおつくりしています。素材の味を引き立てた新鮮味溢れるピュアでまろやかな味覚は極上です。

空海 (そらみ) のパワースポット

テレビでクローズアップされた「弘法大師とまむし」の歴史的邂逅の場所。「神水湧出池」「夫婦木」「パワーストーン」の3つの神器から気のエネルギーのわき出る不思議で幸運なパワースポット!ぜひお越し下さい。

まむし温泉 周辺スポット

春 つつじ園 夏 ホテル

秋 大もみじの樹・赤穂米 冬 福吉の焼牡蠣

入浴設備

- 露天風呂 ●ジェットバス
- お茶風呂 ●高温サウナ
- 塩サウナ ●うたせ湯
- 壺湯 ●冷水浴
- 高周波マッサージ浴
- ひのき風呂
- 五右衛門風呂

ご入浴料金

- 大人《中学生以上》 800円(タオル付)
- 小人《4歳以上》 400円(タオル付)
- 家族風呂《家族全員/60分》 2,500円(タオル付)
※大浴場入浴料を含む

■営業時間/年中無休 AM10:00~PM10:00

交通

●JA 国道202号線 前原 →

●交番 ●GS 郵便局 ●

JR筑肥線 JR福吉駅 ●福吉中学校

福吉I.C. ●福吉中学校

西九州自動車道 福吉I.C.より400m

●天神より都市高速経由車で40分

●西九州自動車道 福吉I.C.より400m

●JR筑肥線 福吉駅より車で2分

福吉駅南口より無料シャトルバスあり

<まむし浴場施設に設置している看板>



<まむし浴場施設の周辺に設置した看板>



<まむし浴場施設に設置しているのぼり>

